

背景

平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、同法に基づき平成27年7月に「水循環基本計画」が閣議決定されました。その中で、地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進することとされています。このためには、地方公共団体等の地域の関係者が主体となって地域の実情に応じて取り組む「地下水マネジメント」が重要となります。

「地下水マネジメントの手順書」・「技術資料編」の概要

本書は、地方公共団体等の地域の関係者が地下水マネジメントに取り組む際の参考資料として作成したもので、地下水マネジメントを行うにあたり、地域の実情の応じた持続的な保全や利用の取組のための合意形成を行うために必要となるノウハウや留意点等を時系列的かつ具体的に整理、解説しています。また、技術資料編には、本編の参考となる事例や技術情報等を集録しています。

【手順書の構成】

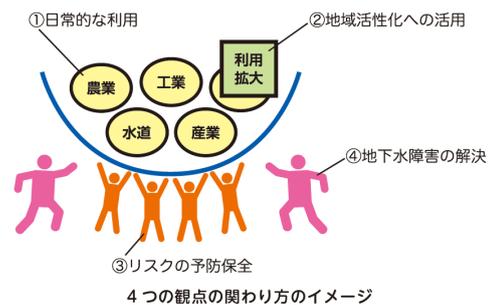
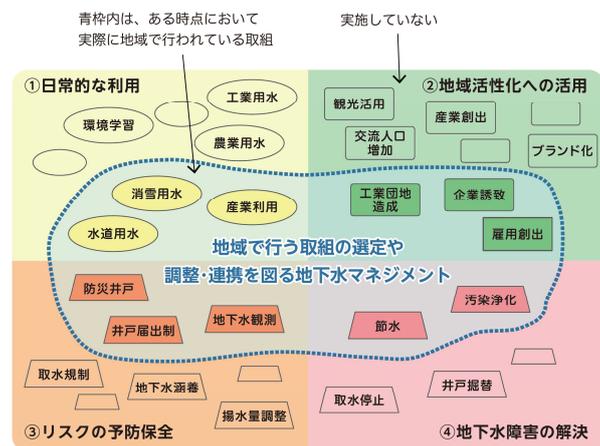
総論編	1. はじめに	総論編は、地方公共団体等が、地域における地下水マネジメントの必要性を検討した上で、必要に応じて地下水協議会を設置する等、導入初期における取組に役立つ事項を中心にまとめています。
	2. 地下水マネジメントとは	
	3. 地下水マネジメントの導入段階	
	4. 取組等の評価・見直し段階	
実践編	5. 地下水協議会設置及び取組実施までの手順	実践編は、はじめて地下水を担当することになった地方公共団体の担当者が、実際に地域の地下水マネジメントに中心となって取り組んでいく際の参考とできよう、各段階で説明や合意をすべき事項と合意形成を図る相手、説明事項等を具体的に解説しています。
	6. 取組開始後の評価・見直しの手順	

地下水マネジメントとは

地下水マネジメントは、地下水の地域性を踏まえ、地下水の保全と利用のバランスなど、地下水に関する課題等について地域の共通認識を醸成した上で、地域社会における地下水の持続的な利用や地下水挙動の実態把握とその分析・可視化、保全（質・量）、涵養、採取等に関する地域における合意形成やその内容を実施するものです。

【地下水マネジメントの位置づけ】

地下水マネジメントは、地域で行う様々な取組を、地域のニーズや地下水環境の変化に応じて柔軟に調整・連携することにより、「持続可能な地下水の保全と利用」を図り地域社会の安定・活性化に寄与するものです。

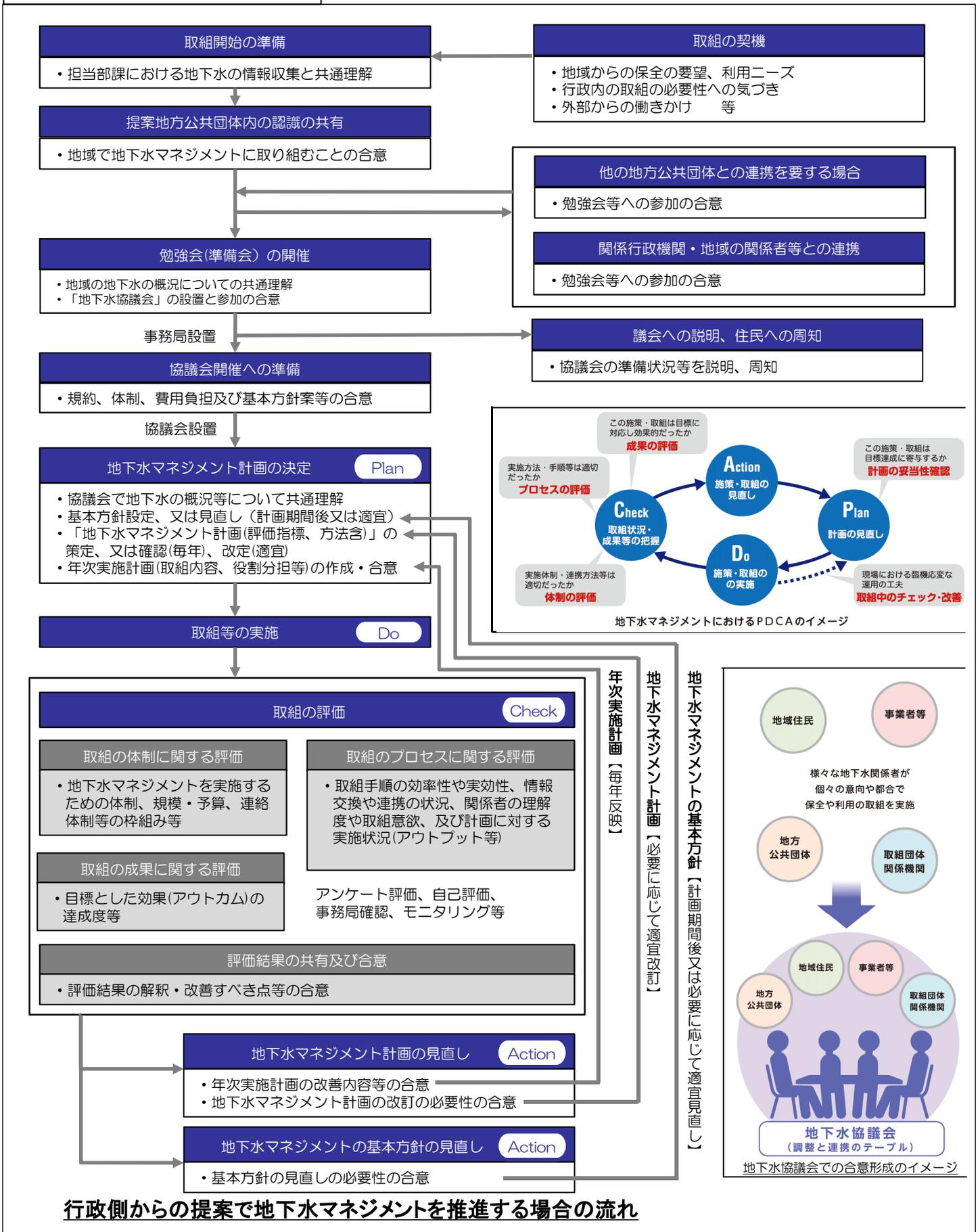


4つの観点は、相互に関わっており、【①日常的な利用】や【②地域活性化への活用】の状況に応じて【③リスクの予防保全】を図ることが望ましく、これらのバランスが崩れて地下水障害が生じると【④地下水障害の解決】により対応することとなります。

4つの観点における地域の取組と地下水マネジメントの位置づけの例

「地下水マネジメントの手順書」について

「地下水マネジメント」の流れ



行政側からの提案で地下水マネジメントを推進する場合の流れ